

令和 8 年 2 月 25 日

建設業労働災害防止協会
山口県支部長 殿

山口労働局労働基準部
監督課長

建設工事現場における一層の災害防止対策について（依頼）

平素より、労働行政の円滑な推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「令和 7 年度年末年始無災害運動」の実施期間に併せて建設業における労働災害防止対策の徹底を図るため、山口労働局管内の各労働基準監督署において、昨年 12 月に建設工事の 64 現場（119 事業場）の一斉監督を実施しました。

この結果、36 現場（56.3%）で労働安全衛生関係法令違反を認め、現場で作業していた 80 事業場（67.2%）に対して是正勧告等の行政指導を行いました。

山口県内建設業の労働災害の動向をみますと、令和 4 年から 3 か年連続で増加し、令和 7 年には休業 4 日以上之死傷災害が令和 4 年に比べて 22 人（13.1%）の増加となっています。事故の型別では、「墜落・転落」災害が一番多く全事故型の 34.2% を占め、次いで「飛来・落下」災害（10.5%）、「転倒」災害（10.0%）の順でした。この 12 月の一斉監督時においても、墜落防止措置が不十分であったところが 20 事業場認められました。

違反に対しては、いずれの事業場も速やかに対応していただいておりますが、中には「法律を知らなかった。」ことを違反の原因として挙げられた事業場もありました。

また、建設工事現場では、元請事業者と下請事業者のそれぞれの労働者が同一の場所において混在して作業が行われるため、労働災害を防止する上で、とりわけ元請事業者による作業間の連絡及び調整が重要となりますが、28 の元請事業者において、下請事業者に対する法令違反防止のための指導がされていませんでした。

このため、一斉監督の実施結果について、発注者を始め建設工事に従事する方に幅広く知っていただくため、別添のとおり広報文を取りまとめ、当局ホームページに掲載しましたので、貴協会におかれましては、この旨を会員事業場に周知していただき、特に重篤災害につながりやすい「墜落・転落」災害の防止対策については、一層の強化を図っていただきますようお願いいたします。



山口労働局 HP
（建設工事現場一斉監督指導結果）

報道関係者各位

令和8年2月17日（火）

【照会先】

山口労働局労働基準部監督課
監督課長 播磨 一郎
地方労働基準監察監督官 佐藤 徳司
電話（083）995-0370

建設工事現場に対する一斉監督（12月）の指導結果 — 50%を超える工事現場で法令違反を確認 —

山口労働局（局長 ^{すずき}鈴木 ^{てるみ}輝美）は、「令和7年度年末年始無災害運動」^{（※）}の実施期間に併せて建設業における労働災害防止対策の徹底を図るため、12月の時期に県下の7つの労働基準監督署が実施した工事現場に対する一斉監督の指導結果を取りまとめましたので、公表します。

※「令和7年度年末年始無災害運動」とは、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組みの促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動をいう。

1 監督指導の概要

- (1)実施期間 令和7年12月1日から同年12月26日まで
- (2)山口県下の工事現場 64現場（発注者別：国6、県5、市町17、民間36）
- (3)監督指導事業場 119事業場

2 実施結果【別紙1参照】

- (1)監督指導を実施した36現場(56.3%)で労働安全衛生関係法令違反が認められ、80事業場(67.2%)に対して是正勧告書等の行政指導を行い、そのすべてにおいて是正が図られました。
- (2)死亡・重大災害につながるおそれの高い「墜落・転落」に関しては20事業場、「建設機械・クレーン等」に関しては17事業場、「崩壊・倒壊」に関しては2事業場に法令違反が認められました。
- (3)法令違反を発生させた背景には、下請事業場の安全意識の欠如、法令の知識が不十分であること、これに対して下請事業場の違反防止等のための指導を行っていなかった元請事業場が28事業場あり、巡回・確認不足など元請事業者の安全管理体制によるものが認められました。

3 その他【別紙2参照】

建設現場においては、人材不足とともに高齢化が深刻化していることに加え、外国人労働者の増加といった背景もあり、事業者には労働災害防止のために一層の配慮が求められています。また、発注者においても、適正な工期設定や安全衛生経

費の確保に向けた取組が必要です。

(1) 現場技能者の確保状況

- ① 回答があった現場のうち、現場技能者が充足していると回答した現場は 26 現場、不足していると回答した現場は 16 現場ありました。
- ② 年齢別では、60 歳以上の高年齢者が作業に従事していた現場が 37 現場 (57.8%) あり、中には高齢者が 40% を占める現場もありました。
また、17 現場 (26.6%) において、合計 41 人の外国人労働者が就労していました。

(2) 発注者の配慮状況 (適切な工期の設定、経費の確保など)

- ① 回答があった現場のうち、「配慮されている」と回答した現場は 41 現場、「配慮されていない」と回答した現場は 1 現場ありました。
- ② 配慮されている具体的内容として、「週休二日制が確保されるような工期が設定されている。」といった回答が多くありました。逆に配慮されていない内容として「現場作業者の人件費が低く抑えられている。」との回答でした。

山口労働局では、県内の令和 7 年における建設業の休業 4 日以上労働災害が 190 件 (うち死亡災害 2 件) 発生しており (令和 8 年 1 月末現在)、前年同期比で 17 件増加 (+9.8%) していることから、引き続き、建設業を重点業種と位置付けて労働災害の防止に努めていきます。

建設業一斉監督の指導結果

●工事別・発注者別現場数

	国	県	市町	民間	合計
土木工事	2	3	4	2	11
建築工事	4	2	13	34	53
合計	6	5	17	36	64

●監督指導の実施結果

	監督実施 現場数	違反 現場数	違反率	違反 事業場数
土木工事	11	7	63.64%	14
建築工事	53	29	54.72%	66
合計	64	36	56.25%	80

●主要条項別違反事業場数

重点項目	内 容	延違反事業場数
元方事業者※1	下請に対する法令違反防止のための指導	28
墜落・転落	足場・作業床等※2	20
	手すりの設置	(2)
	足場点検の実施	(4)
	足場脚部の沈下・滑動防止措置の実施	(4)
	安全帯の使用	(2)
	安全な通路	(3)
	その他(移動はしごの転移防止措置等)	(5)
建設機械等	車両系建設機械	9
	移動式クレーン	4
	高所作業車	4
その他	作業主任者※3	9
	選 任	2
	氏名・職務内容の周知	6
	職 務	1
	感電防止	4
	呼吸用保護具の使用	3

	足場(墜落・転落以外)※2	10
	積載荷重の表示(倒壊防止措置)	(2)
	幅木の設置(物体落下防止措置)	(7)
	点検の記録・保存	(2)
	その他(ガス等の容器の取扱い等)	10
	合 計	101

※1 「元方事業者」とは、元請事業者をいう。

※2 同一事業場に複数の違反を指摘したケースがあるため内訳数()の合計とはならない。

※3 「作業主任者」とは、危険有害な作業について選任が義務付けられている作業の管理監督を行う者をいう。

●現場作業者の確保状況

1 現場作業者の充足度

充足している	26
不足している	16

※回答した現場数⇒42 現場

2 高年齢者の割合

高年齢者あり	37
1%以上 10%未満	7
10%以上 20%未満	14
20%以上 50%未満	16
50%以上	0
高年齢者なし	27

※高年齢者とは 60 歳以上をいう。

●発注者の配慮状況

配慮されている	41
配慮されていない	1

※回答した現場数⇒42 現場

(参考)

令和7年 業種別災害発生状況(休業4日以上)

令和8年1月末現在

業種	死亡 (前年同期値)	休業災害	合計	対前年 増減数	増減率
全産業	10 (8)	1,358	1,368	+67	+5.1%
製造業	2 (2)	309	311	+29	+10.3%
鉱業	0 (0)	2	2	±0	±0.0%
建設業	2 (3)	188	190	+17	+9.8%
土木工事	1 (1)	51	52	-1	-1.9%
建築工事	1 (2)	71	72	+4	+5.9%
その他の建設	0 (0)	66	66	+14	+26.9%
運輸交通業	0 (1)	151	151	+6	+4.1%
貨物取扱業	1 (0)	12	13	+1	+8.3%
農林業	1 (0)	26	27	+1	+3.8%
畜産・水産業	1 (0)	10	11	±0	±0.0%
第三次産業	3 (2)	660	663	+13	+2.0%

外国人労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>

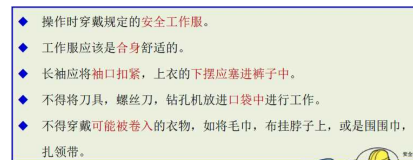
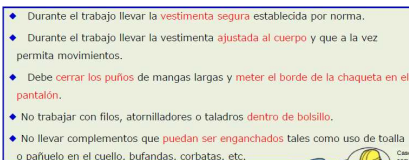
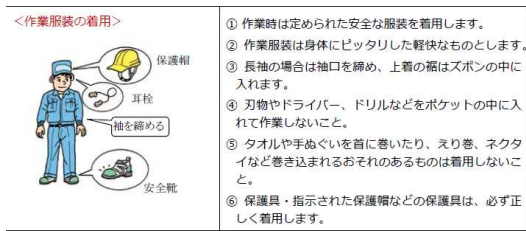


例) 転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例) 安全な服装のマニュアル：14言語対応（画像は、日本語・スペイン語・中国語）

技能講習補助教材

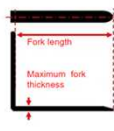
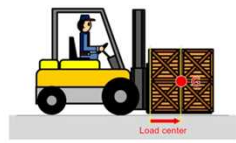
外国人労働者が技能講習時に専門的用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html

荷重中心とフォークの長さ

Load Center and Fork length

Trọng tâm tải và chiều dài càng nâng



例) 講習用パワーポイント（フォークリフト運転）：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）



公共工事の発注者として 「安全衛生経費」の確保を！

- 公共工事の発注において、工事の品質や納期だけでなく、現場で働く人々の安全確保も非常に重要です。特に地方公共団体として、地域社会の安全を守る責任があり、「安全衛生経費」の適正な確保に向けた取組が必要です。



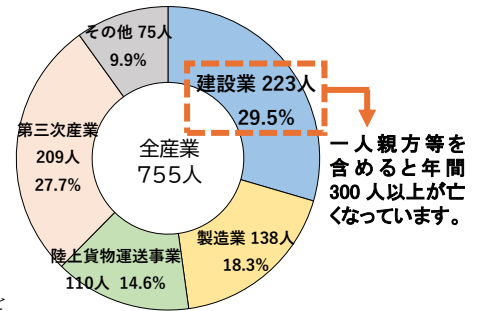
労働災害の現状と発注者の役割

建設業界では、墜落や転落、重機による災害・事故が頻発しており、厚生労働省の統計では、2023年には建設業での死亡事故が223件となっています^{※1}。これは全産業の中でも特に高い割合であり、国では「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(令和6年12月13日閣議決定)」等^{※2}において、発注者にも安全衛生経費の適正な確保を求めています。

※1 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

※2 品確法基本方針(R6.12.13 閣議決定)や建設業法令遵守ガイドラインでも、発注者に適切な取組を求めています。

【業種別死亡災害発生状況(2023年)】



安全衛生経費とは？

安全衛生経費とは、建設現場での労働災害を防ぐために必要な費用を指します。以下のような項目が安全衛生経費に含まれます。

これらの費用を適切に確保しない場合、現場での災害・事故リスクが高まり、工事の遅延や追加費用の発生につながる可能性があります。発注者として、安全衛生経費の適正な確保を行い、労働者の命を守る重要な責任があります。

・ 仮設設備の費用

(足場や転落防止ネットの設置)

・ 保護具の費用

- ①保護帽
- ②墜落制止用器具(銅ベルト型)
- ③墜落制止用器具(フルハーネス型)
- ④保護眼鏡
- ⑤保護手袋
- ⑥安全靴
- ⑦安全チョッキ
- ⑧防塵・防毒マスク
- ⑨防塵フィルター
- ⑩耳栓

・ 労働者への安全衛生教育費用

- ①雇い入れ時教育
- ②送り出し教育の受講
- ③新規入場者教育の受講
- ④安全衛生協議会・職長会への参加
- ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
- ⑥朝礼・KY 活動・一斉清掃等
- ⑦職長・安全衛生責任者教育
- ⑧足場組立て等特別教育
- ⑨フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ⑩酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ⑪高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m未満)
- ⑫職長等再教育及び安全衛生責任者教育
- ⑬フォークリフト運転技能講習
- ⑭玉掛け技能講習



安全衛生経費を含めた適正な予定価格の設定

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の中で、予定価格を設定する際に、安全衛生経費など実際の施工に要する通常妥当な経費を適切に積算する重要性が示されています。安全対策を徹底するためにも、適正な予定価格の設定をお願いします。



安全衛生経費を確保する必要性

- 工事の安全性向上** 適切な安全対策が講じられ、労働災害のリスクを大幅に減らすことができます。
- 工事の品質向上** 安全が確保された現場では、作業の中断がなく、高品質な構造物を造ることができます。
- 地域住民への信頼** 安全な現場を提供することで、地域社会からの信頼を高めることができます。
- 法令遵守の徹底** 入契法適正化指針等に基づく地方公共団体としての責任を果たすことができます。



公共発注者に求められる役割

現場での適正な運用の徹底に向けて、公共発注者としても、以下の点に注意して推進を図ることが大切です。

- 安全衛生経費の適切な積算** 予定価格を設定する際は、安全衛生対策が実施できるようにするため、安全衛生経費を適切に積算しましょう。低価格入札の場合は、安全衛生経費が確保できているか確認をお願いします。
- 確認表・標準見積書の推奨** 発注先の元請に対し、下請との契約で「安全衛生対策項目の確認表」と「安全衛生経費を内訳明示した見積書」を活用するよう推奨しましょう。
- 安全衛生経費の周知** 地域の建設事業者に対し、安全衛生経費の重要性について広く周知し、工事関係者の意識向上を図りましょう。



詳細は以下ホームページでご覧下さい

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号 03(5253)8111(内線 24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111(内線 5486)



国土交通省



厚生労働省